別表第３の１のイ中「482単位」を「473単位」に、「362単位」を「355単位」に、「281単位」を「276単位」に、「622単位」を「611単位」に、「455単位」を「447単位」に、「366単位」を「359単位」に改め、同１のロを次のように改める。

ロ　重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1)　授業の終了後に行う場合

㈠　利用定員が５人の場合	1,329単位
㈡　利用定員が６人の場合	1,112単位
㈢　利用定員が７人の場合	958単位
㈣　利用定員が８人の場合	842単位
㈤　利用定員が９人の場合	751単位
㈥　利用定員が10人の場合	679単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	577単位

(2)　休業日に行う場合

㈠　利用定員が５人の場合	1,608単位
㈡　利用定員が６人の場合	1,347単位
㈢　利用定員が７人の場合	1,160単位
㈣　利用定員が８人の場合	1,020単位
㈤　利用定員が９人の場合	911単位
㈥　利用定員が10人の場合	824単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	699単位

別表第３の１の注１中「(1)」の下に「又はロの(1)」を加え、「(重症心身障害児を除く。)」を削り、同１の注２中「(2)」の下に「又はロの(2)」を加え、「(重症心身障害児を除く。)」を削り、同１の注３及び注４を次のように改める。

３　イの(1)については、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　利用定員が10人以下の場合	９単位
ロ　利用定員が11人以上20人以下の場合	６単位
ハ　利用定員が21人以上の場合	４単位

４　イの(2)については、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　利用定員が10人以下の場合	12単位
ロ　利用定員が11人以上20人以下の場合	８単位
ハ　利用定員が21人以上の場合	６単位

別表第３の１の注６中「第63条」を「第37条」に改め、同１の注７中ロを次のように改める。

ロ　主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

(1)　利用定員が５人の場合	410単位
(2)　利用定員が６人の場合	342単位
(3)　利用定員が７人の場合	293単位
(4)　利用定員が８人の場合	256単位
(5)　利用定員が９人の場合	228単位
(6)　利用定員が10人の場合	205単位
(7)　利用定員が11人以上の場合	102単位

別表第３の１の注８を次のように改める。

８　常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員等又は指導員を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イを算定する場合にあっては、注３又は注４の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を２以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、１のロを算定している場合は、算定しない。

イ　児童指導員等を配置する場合

(1)　利用定員が10人以下の場合	195単位
(2)　利用定員が11人以上20人以下の場合	130単位
(3)　利用定員が21人以上の場合	78単位

ロ　指導員を配置する場合

(1)　利用定員が10人以下の場合	183単位
(2)　利用定員が11人以上20人以下の場合	122単位
(3)　利用定員が21人以上の場合	73単位

別表第３の２の注中「４回」を「２回」に改め、ただし書を削り、同２の次に次のように加える。

２の２　事業所内相談支援加算	35単位

注　指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に２の家庭連携加算又は３の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

別表第３の５中「10単位」を「15単位」に、「６単位」を「10単位」に改め、同５のロの次に次のように加える。

ハ　福祉専門職員配置等加算(III)	６単位

別表第３の５の注１中「又は介護福祉士」を「、介護福祉士又は精神保健福祉士」に、「100分の25」を「100分の35」に改め、同５の注２中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(I)」の下に「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」を加え、同注２を同５の注３とし、同５の注１の次に次のように加える。

２　ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

別表第３の９及び10を次のように改める。

９　送迎加算

イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合	54単位
ロ　重症心身障害児に対して行う場合	37単位

注１　イについては、就学児等（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児等（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

10　延長支援加算

イ　障害児（重症心身障害児を除く。）の場合

(1)　延長時間１時間未満の場合	61単位
(2)　延長時間１時間以上２時間未満の場合	92単位
(3)　延長時間２時間以上の場合	123単位